

兵庫 DC プレキャンペーンガイドブック及びポスター制作業務 公募型プロポーザル募集要項

1 事業概要

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会は、2023 年 7 月～9 月の 3 ヶ月間、「兵庫テロワール旅」(※1) をテーマに JR グループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン (以下、「兵庫 DC」という。))」を展開する。それに先駆けて、2022 年 7 月～9 月には、兵庫デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン (以下、「兵庫プレ DC」という。))」を実施し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

ついては、兵庫プレ DC の取組内容を県内外に広く浸透させ、県への誘客を促すことを目的として、体験型観光コンテンツ (※2) や兵庫プレ DC 期に行われるイベント、観光スポットなどを掲載したガイドブック及びポスターを制作することとし、この度「兵庫 DC プレキャンペーンガイドブック及びポスター制作業務」(以下、「業務」という。)を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

※2 ひょうご観光本部及び兵庫 DC 地域推進協議会 (9 団体) が造成する「兵庫テロワール旅」のコンセプトに沿った体験型観光コンテンツ。例示として、以下の URL を参照
(参照 URL : <https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>)

※本事業は、令和 4 年度予算事業であることから、予算の成立以前においては、「採択予定者」の決定となり、事業実施については、当該予算案の兵庫県議会での可決・成立が前提となります。

2 事業期間

契約締結日から 2022 年 10 月 31 日まで

3 委託費

13,500,000 円以内 (消費税込)

4 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体 (コンソーシアム) により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。

① 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人 (一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等) のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主 (以下「事業者等」という。)

- ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
 - ③ 事業の実施にあたり、兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

5 業務内容・スケジュール

別紙仕様書のとおり

6 応募手続き

(1) 募集期間

令和 4 年 2 月 16 日（水）～ 2 月 28 日（月）17 時必着

※ 公募型プロポーザルに参加意思がある場合は、2 月 22 日（火）までにメールにより事務局まで連絡のこと。

(2) 提出先

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局（公益社団法人ひょうご観光本部内）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により 7 の書類を提出すること。あわせて、電子メールにて書類データの提出を行うこと。

直接持参の受付時間は、土日、祝日を除く平日 9 時から 17 時まで。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和 4 年 2 月 28 日（火）17 時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 本要項については、兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会において配付する。

イ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

7 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	10 部 (様式任意、	・提案内容※ ・業務体制図

	A4 サイズ 40 枚以内または A3 サイズ 20 枚以内)	・事業実績 ・事業者概要
見積書	1 部 (様式任意・押印)	必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
暴力団等の排除に関する誓約書	1 部 (別紙様式・押印)	

※提案内容・記載事項

以下の内容を含む提案を行うこと。

- ① ガイドブック
 - ・表紙案（3 案以上を提案。うち 1 点以上はイラスト案）
 - ・ページネーション（全頁）
 - ・中面デザイン案（4 頁）
- ② ポスターデザイン案（3 案以上を提案。うち 1 点以上はイラスト案）

8 費用負担

提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

9 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| ア | 企画構成 | 企画等のアイデア、業務内容の理解度・優良性・実現可能性 等 |
| イ | 実施体制 | 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み 等 |
| ウ | 見積額 | 経費の妥当性 |
| エ | その他 | その他業務を遂行するに当たっての創意工夫 等 |

(2) 審査委員による書面審査にて行う。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会から提案事業者等に対して文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「4 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

別紙仕様書参照

12 募集要項への質問

(1) 受付期間

令和4年2月16日（水）～2月24日（木）まで受付

(2) 質問方法

質問票（任意様式）を電子メールにより13の連絡先へ提出。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 回 答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

13 問い合わせ先・書類提出先

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
（公益社団法人ひょうご観光本部内） 担当：中村
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662
E-mail：nakamura@hyogo-tourism.jp